

## 現況農地でない旨の証明

\* 「非農地証明事務の取扱について」（昭和57年3月26日農第171号、改正平成5年4月1日農企第7号）

### 第1 証明の基準

昭和27年10月20日以前（農地法施行前）から農地が既に農地以外のものとなっている場合、風水害等不可抗力の災害により客観的に判断して農地に復元することが困難な場合及び昭和27年10月21日以降なんらかの原因で非農地に転用した土地で、転用の事実行為から既に20年以上が経過し、周囲の状況から判断し、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められる場合に、所有者が申出し、当該証明を発行するものとする。従って、登記簿地目が農地であって、現況が既に宅地、山林など農地以外のものとなっている場合に適用する。

### 第2 証明書交付申請の手続き

証明書の交付を受けようとする者は、申請書を農業委員会に提出しなければならない。

#### (1) 交付申請者

証明を受けようとする土地の所有者

#### (2) 交付申請書 1部提出（参考様式第14号）

#### (3) 添付書類

それぞれの市町村農業委員会が定める書類を添付すること。

### 第3 農業委員会の処理

(1) 申請書に受付年月日、番号を記入し、受付処理簿に記載する。

(2) 証明申請書を受理したときは、申請内容を十分審査、検討し、原則として現地調査を行った上で発行するものとする。

(3) (2)の審査により証明又は不証明を決定し、証明書又は証明できない旨の通知書を申請者に交付するとともに、処理結果を受付処理簿に記載する。

### 第4 審査にあたっての留意事項

登記簿上の地目が農地である土地が何等かの事由により非農地化したもののうち、農地法上の権利移動統制及び転用統制をしないことが適当と認められるものについてのみ当該証明をすることにより、農地制度の適正な運用を図るためのものであり、非農地化した要因が不当取引、違反転用であるものについての証明や、その要因を土地の事実状態から確認し得ないものについてまでも証明しないよう留意すべきである。